

シニア傷害保険 約款改定のご案内

ご加入いただいたプランにより適用の特約が異なります。

お手元の加入者証または継続契約内容証明（継続証）に記載の「付帯される特約」をご確認のうえ、ご覧ください。

改定項目		改定内容	改定項目・内容が同様に反映される特約
用語の定義	「親族」の項目を新設します。 「配偶者」に同性パートナーを含めることを規定します。	シニア傷害保険普通約款 第1条（用語の定義） <u>親族 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。</u> 配偶者 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 <u>および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者</u> を含みます。	
「危険ドラッグ」の明確化	麻薬等に危険ドラッグ（指定薬物）も含むものとして明確化します。	死亡保険金支払特約 第3条（保険金を支払わない場合） （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、死亡保険金を支払いません。 ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、 <u>指定薬物（注4）</u> 等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間	・後遺障害保険金支払特約 第3条（1）④ウ。 ・入院保険金および手術保険金支払特約 第3条（1）④ウ。 ・入院一時保険金支払特約 第3条（1）④ウ。 ・骨折一時保険金支払特約 第3条（1）④ウ。 ・退院時一時保険金支払特約

		<p><u>(注4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。</u></p>	<p>第4条(1)④ウ。 ・家事代行費用補償特約 第3条(1)④ウ。 ・親族駆けつけ費用補償特約 第4条(1)④ウ。 ・退院後の通院保険金支払特約 第3条(1)④ウ。 ・介護一時保険金支払特約 第3条④ ・手術保険金支払特約 第3条(1)④ウ。 ・通院一時保険金支払特約 第4条(1)④ウ。</p>
--	--	---	---

個人賠償責任危険補償特約

改定項目		改定内容
住宅の定義等の見直し	「居住の用に供される保険証券記載の住宅」から「被保険者の居住の用に供される住宅」に見直しします。	<p>第1条(用語の定義) <u>住宅 被保険者の居住の用に供される住宅(注1)をいい、敷地内(注2)の動産および不動産を含みます。</u> <u>(注1) 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。</u> <u>(注2) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供されている住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。</u></p>

<p>運行不能賠償の追加</p>	<p>他人の財物の損壊を伴わない電車等の運行不能について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償に追加します。</p>	<p>第2条（保険金を支払う場合）</p> <p><u>（1）当社は、被保険者が、日本国内において生じた事故により、他人の身体の障害、他人の財物（注1）の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具（注2）の運行不能（注3）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、個人賠償責任保険金を支払います。</u></p>
<p>補償対象に受託品を追加</p>	<p>他人から預かって管理している受託品の損壊について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償に追加します。</p>	<p>第1条（用語の定義）</p> <p><u>受託品 被保険者が日本国内において正当な権利を有する者から受託した財物のうち、被保険者が管理するものをいいます。</u></p> <p>第2条（保険金を支払う場合）</p> <p><u>（2）当社は、被保険者が管理する財物で（3）に規定する受託品が、日本国内において生じた事故により損壊または盗取されたことについて、被保険者が受託品について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、個人賠償責任保険金を支払います。</u></p> <p><u>（3）この特約において受託品は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、次に規定する物を除いたものとします。</u></p> <div data-bbox="808 975 1464 1023" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>具体的な除外する物については、保険約款をご確認ください。</p> </div> <p>第5条（保険金を支払わない場合－その2）</p> <p><u>当社は、第2条（保険金を支払う場合）（2）に規定する損害について、次のいずれかに該当する損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。</u></p> <div data-bbox="808 1262 1491 1310" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>具体的な該当する損害については、保険約款をご確認ください。</p> </div>

		<p>第8条（事故の発生）</p> <p>（1）保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。</p> <p>① 損害の発生および拡大の防止に努めること。</p> <p><u>② 盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届け出ること。</u></p>
--	--	---